

# 鳥取県高等学校体育連盟主催各種体育大会開催基準

趣 旨 鳥取県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）の主催する各種大会は、本連盟の趣旨に則り高等学校生徒の発達段階に応ずるとともに、大会の一層の発展と運営を円滑に図るため次の基準を設ける。なお、開催にあたっては当該競技の鳥取県競技団体並びに開催地の関係団体、関係諸機関と緊密に連絡を取り実施すること。

## 1 会場、期日の決定

- (1) 会場及び期日は本連盟各専門部において関係機関及び団体と連絡を取って内定し本連盟の議を経て決定する。競技日数は、長期休業中も含め2日以内を原則とする。
- (2) 大会時期及び大会実施方法（新規地区予選実施等）を従来と変更する場合は、本連盟評議員会の承認を必要とする。

## 2 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、本連盟に加盟している生徒で、当該競技実施要項により、大会参加資格を得たものに限る。
- (3) 年齢制限  
平成〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（\_\_部分、19年度63年、以下20年度平成元年・・）
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 複数校合同チームについては（公財）全国高等学校体育連盟「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方」による。
- (6) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）但し、一家転住等やむを得ない場合は、本連盟会長の認可があれば、この限りではない。（\_\_部分、水泳は1年）
- (7) 外国人留学生の参加資格については、（公財）全国高等学校体育連盟規程に準ずる。
- (8) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在籍する学校の校長の承認を必要とする。
- (9) 参加資格の特例  
ア 上記の（1）、（2）に定める生徒以外で、（3）～（8）の参加資格を満たし、かつ、本連盟各専門部が推薦する生徒を、別途定める規定に従い大会参加を認める。  
イ 上記（3）の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒は、同一競技3回限りとする。

### [大会参加資格の別途定める規定]

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、高体連の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること
  - (1) 大会参加を認める条件  
ア （公財）全国高等学校体育連盟、中国高等学校体育連盟、本連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。  
イ 参加を希望する専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。

ウ 各学校にあっては、本連盟の大会に出場が認められ、中国・全国大会への出場条件が満たされていること。

エ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間帯が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。

#### (2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 全国高等学校総合体育大会開催基準要項、中国高等学校選手権大会開催基準要項及び本連盟主催各種体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

### 3 引率・監督について

(1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に示された者)も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、本連盟会長に事前に届け出る。

(2) 監督、コーチ等は校長の認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。

(3) 但し、平成16年2月5日付教育長通知を優先するものとする。

### 4 大会負担金

(1) 本連盟各専門部は大会負担金を徴収することができる。

(2) 大会負担金を徴収する場合の上限額は、本連盟の評議員会で決める。

団体の部 1チーム 25,000円以内

個人の部 1名 2,500円以内

(重複出場の場合でも1名2,500円以内、但し自転車競技ロードについては1名3,000円以内とする。)

(3) 大会負担金は本連盟各専門部に納入する。

(4) 大会負担金は種目別大会の運営費にあてる。

(5) 大会負担金を変更する場合は、本連盟評議員会の承認を必要とする。

### 5 表彰

(1) 各競技種目ごとの入賞数は、各種目の実施要項に定める。

(2) 参加賞は有償無償にかかわらず原則として配布しない。なお、賞品の取扱もそれに準ずる。

### 6 大会役員

(1) 鳥取県高等学校総合体育大会種目別役員編成基準に準じて各専門部で編成する。

(2) 各種高等学校体育大会の役員委嘱は、本連盟会長名で行う。(公印省略)

### 7 大会の式典

(1) 開会式は、大会当日行うことを原則とする。但し、大会前日開催する場合は、午後3時以後とする。

(2) 閉会式を実施する場合は、大会終了後直ちに行うことを原則とする。

### 8 その他

大会参加資格及び競技規則は原則として全国高等学校総合体育大会開催基準要項に準ずる。

## 細 則

- 1 大会はつとめて実質的に運営し、諸経費の節約を図るように努力すること。
- 2 各専門委員長は、本連盟主催・共催県大会・中国大会開催報告書を「県・中国大会事業後報告について」に準じ、本連盟事務局に送付する。尚大会事業報告は原則大会終了後1週間以内とする。
- 3 代表者会議等は簡素にすること。
- 4 生徒の宿泊所は教育環境を考慮すること。
- 5 鳥取県高等学校各種体育大会運営について
  - (1) 鳥取県高等学校総合体育大会、中国高等学校選手権大会鳥取県予選、鳥取県高等学校新人大会は本連盟主催とする。

選抜大会の鳥取県大会は主催団体からの申請を受けて本連盟が名義共催とすることができる。その際も「県・中国大会事業後報告について」に準じ報告書を提出することとする。

その他の大会については後援依頼があれば別途協議する。
  - (2) 大会は、本連盟主催各種体育大会開催基準要項に準じて行うものとする。

## 参 考

### 学校教育法（抜粋）

#### 第一条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校とする。

#### 第七十二条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

#### 第一百十五条

高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し職業に必要な能力を育成することを目的とする。

- ① 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

#### 第二百二十四条

第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受けるものが常時四十人以上であること。

#### 第三百三十四条

第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第二百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。（以下略）

## 第六十条

高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

- ② 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 第一項の規程にかかわらず、副校長をおくときは、教頭を置かないことができる。
- ④ 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
- ⑤ 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- ⑥ 技術職員は、技術に従事する。

## 鳥取県高等学校体育連盟主催各種体育大会開催基準の補足説明

### 3 引率・監督について（平成30年5月10日 全国高等学校体育連盟）

改正後（下線部分の追記）

引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示されたもの）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出る。

(1) 当該校の職員：学校教育法第六十条に準ずる。

(2) 引率責任：法的責任、事故発生時賠償責任、生活指導

(3) 指導者の規定

・当該校の職員：(1)に同じ

・部活動指導員：鳥取県教育委員会より「部活動指導員」として学校に配置された非常勤職員

・外部指導者：非常勤講師、スポーツクラブ指導者、社会体育指導者、当該校の卒業生、保護者等

(4) 各競技大会の参加人数については従来どおりとする。

## 附則

1 開催基準の改訂については、本連盟評議員会の承認を得なければならない。

2 この基準要項は、平成16年4月1日より、改正施行する。

平成18年 4月25日 一部改正

平成22年12月14日 一部改正

平成31年 4月 1日 一部改正